

# 尼崎市立明城小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

## 2 いじめ等に対する基本方針

### （1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われているいじめを認識しながら放置することがないように、学校教育全体を通じ、いじめ防止等のための対策を行う。

### （2）いじめ禁止

児童は、いじめを行ったり、放置したりしてはならない。

### （3）学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、被害者の立場を最大限尊重しつつ適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。また、必要に応じて関係機関とも連携し指導する。

### （4）いじめ解消の要件

いじめに対する指導後、安易に解消したととらえることなく継続的に指導を行う。被害児童に対しての、いじめに係る行為が止んでおり、且つ被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、いじめの解消の基準とすることを職員間で共通理解する。

### （5）特に配慮を要する児童への対応

特に配慮を要する児童に関しては、教職員が個々の児童の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報提供を行いつつ、該当児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

## 3 主な取り組み

### （1）未然防止

- ① 児童の豊かな心と好ましい人間関係を築き「いじめを生まない土壌づくり」を行うため、道徳教育・人権教育・体験活動・特別活動の充実を図る。
- ② 保護者並びに地域住民・関係機関と連携を図り、情報提供や広報活動を積極的に行う。
- ③ 教師がわかりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て自尊感情を高める。

### （2）早期発見

- ① 全ての教員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、情報を共有し、また小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけ「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

- ② 学校生活アンケートを年3回、教育相談を適宜実施する。
- ③ 児童や保護者の相談しやすい体制を整備する。(スクールカウンセラー(S C)、なかよしルームの整備)

### (3) 早期対応

- ① いじめ問題を認知した教職員は、その時、その場所で、いじめを止めるとともに、関係者に適切な指導を行う。あわせて、学級担任・生徒指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し、校長に報告、いじめの問題解決に努める。
- ② 情報収集を綿密に行い、事情聴取を行う場合には、場所・時間等を配慮し、該当の子どもたちは別々の場所で聞き取りを行う。
- ③ 事実確認は、第三者からも詳しく情報を得て、原則複数の教員で行い、教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ④ 事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童には毅然とした態度で指導にあたる。
- ⑤ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめられている児童にとってはいじめているのと同様であることを指導する。
- ⑥ 学校内だけでなく関係機関とも連携をとって解決にあたる。
- ⑦ いじめられている児童、いじめた児童双方にS Cや養護教諭等と連携をとり指導にあたる。
- ⑧ いじめが解消されたように見られても、折に触れ必要な指導を断続的に行う。

### (4) ネット上のいじめの早期対応

- ① 学校において情報モラル教育を行い、家庭とも連携し指導を行う。
- ② 外部講師を招聘しサイバー犯罪防止教室をかいさいするとともに、保護者にも啓発活動を行う。

### (5) いじめ対応チームの設置

- ・名称 いじめ対策委員会
- ・構成員 生徒指導委員会が兼務する。  
校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・学年生徒指導担当・S C  
必要に応じてS S W・家庭児童相談員・保健師が加わる。
- ・活動 いじめ事案に対する対応
- ・開催 月1回開催を基本とし、いじめ事案発生時には緊急に開催する。

#### ① 取り組み

- 1 学期
  - ・いじめ等問題行動に対する学校基本方針の確認
  - ・年間取り組みの検討と確認
  - ・いじめアンケートの実施
  - ・サイバー犯罪防止教室の実施
  - ・アセスの実施
  - ・教育相談の実施
  - ・教職員研修の実施
  - ・1学期の反省と2学期の取り組みの確認
- 2 学期
  - ・いじめアンケートの実施
  - ・アセスの実施

- ・ 2学期の反省と3学期の取り組みの確認
- 3学期
  - ・ いじめアンケートの実施
  - ・ アセスの実施
  - ・ 年間を通した反省と次年度の取り組みの作成
  - ・ いじめ防止基本方針の見直し

#### (6) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の通り、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づき適切に対応する。

- ① 重大事態が発生した旨を、尼崎市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 尼崎市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事案関係を明確にするため調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事案関係その他必要な情報を適切に提供する。

#### (7) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及び処置を適切に行うため、以下の事項を加え適切に事項の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
- ③ いじめを発見した際の速やかな委員会への報告に関すること。

# いじめ対応フローチャート

情報を得た教職員



担任、学年主任、管理職等



いじめ対策委員会



調査（聞き取り、アンケート等）  
・調査班は事案の状況によりメンバーの決定



事実関係の把握（いじめの認知）



指導方針の決定



対応班編成

・事案の状況によりメンバーの決定



対応班によるいじめ解消に向けた指導



継続指導・経過観察



解消

一人で抱え込まず、組織的に対応する。

加害保護者

適宜連絡  
⇔  
家庭訪問

被害保護者

適宜連絡  
⇔  
家庭訪問

職員会議

報告  
⇔  
共通理解

市教委

認知報告  
⇔  
支援

## 調査について

いつ・どこで・誰が・誰に・何を・きっかけ

調査・指導・経過観察は記録を残しておくこと

## 児童理解

被害者のみならず加害者についてもその背景の理解に努める

その後も丁寧な観察を

- ①いじめの行為が少なくとも**3か月**は止んでいること
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人・保護者に要確認）